

安全運転者研修実施要綱の制定について（通達）

この度、「安全運転者研修実施要綱」を別添のとおり制定し、平成7年1月1日から施行することとしたので、その実効を期されたい。

なお、「優良運転者講習実施要綱」（平成2年12月4日付け宮警本企第1793号）は廃止する。

記

1 制定の趣旨

運転者一人ひとりが「くるま社会」の構成員としての社会的責任を自覚し、思いやりのある行動がとれる、いわゆる安全運転者を育成する必要がある一方で、運転者自らが、質の高い運転者教育の機会を要望している現状を踏まえ、交通事故実態を反映させた、身近で簡便な運転者教育を実施し、真に思いやり運転の実践が出来る安全運転者層の拡大と定着化を図り、交通事故防止に寄与するものである。

2 運用上の留意事項

(1) 目的について

安全運転者研修は、交通安全団体の組織力を背景に実施するように努め、傘下運転者の動員を高めること。また、研修対象者に対し特別措置を講じていることから、研修に自ら進んで参加されるよう努めること。

(2) 研修実施機関について

研修実施機関は、主として交通安全活動に協力している代表的な団体を揚げていますが、これ以外の団体についても適切な組織及び能力を有していると警察本部長が認めれば、研修実施機関とすることができる。

(3) 研修内容について

研修の実施に当たっては、より実効を期するため、実技を取り入れた体験型の研修を実施するよう努めるほか、視聴覚教材を積極的に活用すること。また、講義式等一方的な研修とせず、地域の交通事故例を取り入れた身近な話題でフリートークングをするなどして、研修参加者の交通安全意識の高揚を図ること。

(4) 講師について

講師の推薦に当たっては、警察OB、指定教習所職員等交通関係法令の有識者、教育実績のある教員OB等の適任者を選考して行うこと。また、講師の講習能力の向上を図るため、年2回警察本部等において研修会を開催するとともに、警察署においても随時指導すること。

なお、講師の指定を解除するときは、解除の通知を行い、委嘱状を返納すること。

(5) 安全運転者研修の実施手続きについて

安全運転者研修の実施に当たっては、講師の派遣、教材の準備及び研修事務を円滑に行うため、研修実施機関との連携を密にすること。

(6) 安全運転者研修修了者に対する特別措置について

安全運転者研修修了者に対しては、別に定める「優良運転者表彰要綱」に基づく表彰制度があることから、その趣旨を周知徹底し積極的に研修に参加させるよう促すこと。

別 添

安全運転者研修実施要綱

第1 目的

この要綱は、自主的かつ組織的で教育効果の高い安全運転者研修を推進することにより、社会的責任を自覚した思いやりのある運転者の育成を図り、もって交通事故防止に寄与することを目的とする。

第2 安全運転者研修の定義

安全運転者研修とは、次に定める安全運転者研修実施基準に適合していると宮城県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が認定して実施する運転者研修をいう。

第3 安全運転者研修実施基準

安全運転者研修は、学級編成、研修実施機関、学級人員、研修内容、講師及び研修時間がそれぞれ第4から第9までに定める基準に適合したところにより実施しなければならない。

第4 学級編成

安全運転者研修の学級編成は、職種、事業所、運転車両、運転経験、運転頻度、年齢、性別及び地域等を総合的に勘案して、できる限り同一条件下にある運転者を対象として編成し、研修効果を高めなければならない。

第5 研修実施機関

安全運転者研修の実施機関（以下「研修実施機関」という。）は、学級編成に応じて、自主的かつ組織的な研修を実施するため、適切な組織及び能力を有すると認められる次に掲げる民間の交通安全団体（下部機関を含む。）とする。

- (1) 社団法人宮城県交通安全協会
- (2) 宮城県安全運転管理者会
- (3) 宮城県二輪車安全運転推進委員会
- (4) 社団法人宮城県バス協会
- (5) 社団法人宮城県乗用旅客自動車協会、仙台市タクシー協会、仙台個人タクシー事業協同組合
- (6) 社団法人宮城県トラック協会
- (7) 社団法人宮城県ダンプカー協会
- (8) 前各号に掲げるもののほか警察本部長が認める団体

第6 学級人員

安全運転者研修の1学級当たりの人員は、教育効果を高めるため、おおむね20人以上100人以下とする。ただし、実技を伴う研修その他学級の性質上、この基準に準拠しがたいと認められる場合はこの限りでない。

第7 研修内容

安全運転者研修の内容は、画一的でなく学級編成の種別と対象者の実態に即したものを重点とし、対象者に応じた専門的で魅力ある研修を実施するものとする。

第8 講師

1 安全運転者研修の講師は、次に掲げる者のうちから所轄警察署長が推薦し、警察本部長が委嘱するものとする。ただし、交通企画課長又は警察署長は、警察本部長の承認を得て専門的な知識を有すると認められる者を講師として委嘱することができる。

- (1) 研修実施機関の役員及び職員
- (2) 安全運転管理模範事業所の安全運転管理者
- (3) 二輪車安全運転指導員
- (4) 運転者特定任意講習の講師
- (5) 警察職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか警察本部長が認める者

2 前項の委嘱は、委嘱状（別記様式第1号）を交付して行う。ただし、警察職員については、この限りでない。

3 警察本部長は、講師が第1項に定める資格要件を欠いたとき又は講師としてふさわしくないと認めたときは委嘱を解除することができるものとする。

4 交通部長は、講師の講習能力の向上に努めなければならない。

第9 研修時間

研修時間は、おおむね1時間とする。

第10 安全運転者研修の実施手続き

1 研修実施機関が、安全運転者研修を実施しようとするときは、安全運転者研修認定申請書（別記様式第2号）に研修者名簿（別記様式第3号）を添付し、交通企画課長又は警察署長を経由して警察本部長に認定申請するよう指導することとする。

2 警察本部長は、前項の申請があった場合において、当該研修が第3に定める安全運転者研修基準に適合すると認められるときは、安全運転者研修の認定を行うものとする。ただし、交通企画課長又は警察署長は、申請に係る研修が、明らかに安全運転者研修基準に適合するものであるときは、自ら安全運転者研修と認定することができる。

- 3 交通企画課長又は警察署長は、前項に定める安全運転者研修の実施に際し、第8第1項に定める者又は同ただし書きの規定による専門的な知識を有すると認められる者を講師として派遣するものとする。

第11 安全運転者研修修了証の交付

警察本部長は、安全運転者研修を修了した者に対し、安全運転者研修修了証（別記様式第4号。以下「修了証」という。）を交付するものとする。ただし、交通企画課長又は警察署長は、その交付に際し、修了証に所要事項を記載し、確認の押印をするものとする。

第12 名簿の保存等

交通企画課長又は警察署長は、認定した安全運転者研修を終了したときは、研修者名簿を整理し、3年間保存しておかなければならない。

第13 安全運転者研修修了者に対する特別措置

- 1 安全運転者研修を修了した者は、別に定める優良運転者表彰要綱の規定により、優良運転者表彰を受けることができる。
- 2 優良運転者表彰要綱の規定に基づき、優良運転者表彰を行なう場合は、安全運転者研修修了証の提示を求めなければならない。

第14 報告

警察署長は、安全運転者研修の実施状況を別に定める様式により、四半期ごと交通企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

		第
		号
		委
		嘱
		状
	あなたを安全運転者研修の講師に委嘱します	
	平成	
	年	
	月	
	日	
		殿
	宮 城 県 警 察 本 部 長	
印		

様式の大きさは、A4版とする

平成 年 月 日

安全運転者研修認定申請書

宮城県警察本部長 殿

申請者（実施機関）

代表者氏名

印

安全運転者研修実施要綱第10の規定に基づき、下記の計画による研修を安全運転者研修に認定されたく申請します。

実 施 日 時	平成 年 月 日 () 午 時 分から	
実 施 場 所		
学 級 編 成	編 成 種 別	
	対 象 者	
	学 級 人 員	研修者 名 (別添研修者名簿のとおり)
実 施 機 関	申請人に同じ	
研 修 種 別	<input type="checkbox"/> 講義式 <input type="checkbox"/> 講義式及び実技式	
研 修 内 容		
講 師		
※ 認 定 種 別	<input type="checkbox"/> 警察本部長 <input type="checkbox"/> 交通企画課長 <input type="checkbox"/> 警察署長	
備 考		

注 申請者は※印に記入しないこと
様式の大きさは、A4版とする

別記様式第 3 号

研 修 者 名 簿 (平成 年 月 日)

※研修番号	氏 名	※研修番号	氏 名

注：申請者は※印に記載しないこと
様式の大きさは、A 4 版とする

(表)

平成 年 月 日交付
安全運転者研修修了証
運転者氏名
宮城県警察本部長 印

※ 優良運転者表彰を受けるときは、表彰種別により研修回数が異なりますので、この修了証を提示してお尋ねください。

(裏)

研 修 経 歴

平成 年 月 日 実施 (警察署) 確認印
平成 年 月 日 実施 (警察署) 確認印
平成 年 月 日 実施 (警察署) 確認印
平成 年 月 日 実施 (警察署) 確認印
平成 年 月 日 実施 (警察署) 確認印
平成 年 月 日 実施 (警察署) 確認印

修了証の大きさは、運転免許証と同一規格とする。